

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主に対する企業価値の最大化を図るために、経営の透明性と健全性を維持しつつ、変化の激しい経営環境の中における企業競争力の強化のため、迅速な意思決定と機動的な組織運営を実現することをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針とし、体制を整備し諸施策を実施しております。

当社グループにおけるコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は以下のとおりです。

1. 当社グループは、株主、従業員、取引先その他のステークホルダーの立場を尊重し、関係を重視してまいります。各ステークホルダーとの対応姿勢にかかる方針を全社的に示し実践していくことにより、関係の維持、発展に努めてまいります。
2. 当社グループは、取締役による職務執行、経営方針の決定について、監査役会による厳正な監査が機能する体制の整備に努めてまいります。
3. 当社は、内部統制及びコンプライアンス遵守を最重要課題との認識を持ち、組織体制の強化を図ってまいります。社長直轄の監査人による各部署等の業務の監査、顧問弁護士等専門家の活用、リスク情報の社内共有などの取組みに努めてまいります。
4. 当社グループは、経営の透明性を高め、株主などへの説明責任を果たすために、公正かつ迅速に、会計情報その他の情報開示をおこなってまいります。ホームページの積極活用、事業説明会の開催などにより、事業の概況及び展望等について、投資家への情報開示を積極的に推進してまいります。

当社グループは、以上の基本的な考え方に基づき、今後とも、コーポレート・ガバナンスの充実を実現するために、必要な施策を実施・評価してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
Red Planet Holdings Pte. Ltd.	119,900,000	38.88
ゴールドマンサックスインターナショナル	14,552,400	4.73
クレディ・スイス・アーゲー ダブリン ブランチ プライム クライアント アセット エクイティ アカウ ント	14,343,300	4.66
加賀美 郷	10,296,600	3.35
日置 俊光	2,938,700	0.96
日本証券金融株式会社	2,141,500	0.70
湯浅 英之	2,000,000	0.65
協和青果株式会社	2,000,000	0.65
御所野 侃	2,000,000	0.65
中村 昌弘	1,775,600	0.58

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

Red Planet Holdings Pte. Ltd.(非上場)
Red Planet Hotels Limited(非上場) (非上場)

2019年2月25日付「第三者割当による新株式発行の払込完了に関するお知らせ」のとおり、Red Planet Hotels Limitedが、2019年2月20日において、当社株式253,524,537株（議決権比率 44.11%）を取得しました。他は2018年12月末時点の株式保有を把握しておりますので、上記の大株式の状況に記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

2018年12月末時点において、当社の親会社に該当しておりますRed Planet Holdings Pte. Ltd.及びRed Planet Hotels Limitedは、支配株主に該当しております。

支配株主との取引条件等につきましては、市場価格・水準を勘案して一般取引と同様に決定しております。なお、支配株主との重要な契約の締結については、取締役会で審議し、支配株主以外の株主の利益を阻害していないことを確認しております。

また、同社と緊密な協力関係を保ちながら事業を展開する方針ではありますが、当社の事業活動における制約はなく、また役員の兼務状況は独自の経営判断を妨げるものではないことから、一定の独立性が確保されている状況にあると思われます。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

1. 親会社からの一定の独立性の確保の状況

当社グループは、親会社であるRed Planet Holdings Pte. Ltd.と当社の間においてホテル事業等に関する業務提携を締結し、協力関係を保ちながら事業展開しておりますが、一方で独自の経営方針及び経営戦略に基づき、独立した活動を展開しており、一定の独立性が確保されていると考えられます。

2. 親会社又は支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

親会社であるRed Planet Holdings Pte. Ltd.（支配株主）との取引等を行う際、当該取引等の第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを確認しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
横田 邦彦	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
横田 邦彦	○	_____	外務省での勤務経験を通して、国内、海外に幅広いネットワークを持つとともに、豊富な経験と高い見識を有していることから、当社の経営全般に助言をいただくことにより当社のコーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任いたしました。 【独立役員の指定理由】 同氏は、当社との関係において特別な利害関係はなく、独立性が高く、一般株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 当社グループは、独立した内部監査として社長直轄の内部監査人を設置し、内部監査人は当社グループの内部監査システムにおいて、コンプライアンス及び内部統制の観点から、モニタリング、指導、助言を行う重要な機能を担っております。内部監査人は、当社所定の「内部監査規程」に基づき、年度スケジュールにしたがって子会社を含めた各部署を内部監査を実施し、法令及び定款その他社内規程等の順守についての指導を継続的に行い、コンプライアンス及び内部統制が組織として機能していることの検証を実践しております。
2. 当社グループは、監査役機能の重要性を強く認識しており、当社グループの業務執行について厳正な監査を実施すべく、以下の取組みを通じて、社内の重要事項についての報告を受けるべき体制を整備しております。
- ・監査役は、全ての取締役会及び重要な会議に随時出席し、また必要に応じて各取締役とのヒアリングを実施することにより、取締役会及び各取締役の職務執行について随時報告及び情報提供を受ける。

・監査役は、会計監査人と毎年の監査スケジュールに合わせて定期的に意見交換を行うなど、重要な会計方針、会計基準及びその変更など、会計上の重要な課題について随時報告及び情報提供を受ける。

・監査役は、内部監査部門と内部統制システムに係る活動状況について、適宜意見交換、情報共有をおこない連携を図る。

・監査役のうち1名は常勤とし、日常の業務運営の中で、適宜使用人から重要事項の報告を受け付ける。
3. 当社グループは、監査役との対応について、管理部門を所管部門とし、業務運営の状況、重要事項の報告等、緊密に連絡をおこなうことにより、監査役の円滑な監査業務遂行をサポートしております。また、当社グループは、今後とも監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するため、取締役と監査役とが適宜意見交換を行うなどして、必要な環境の整備を図ってまいります。

以上、基本的には、監査役は会計監査人と監査スケジュールに合わせて定期的に意見交換を行うなど、会計上の課題等や、法的統制の実効性の向上を目指しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高桑 昌也	公認会計士													
大橋 俊明	弁護士													
戸田 知代	弁護士													

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高桑 昌也		――	公認会計士としての専門的知識、経験等及び他社の取締役、監査役の経験も豊富であることなどから、当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任いたしております。
大橋 俊明		――	日本国内及び海外(米国カリフォルニア州登録弁護士)の弁護士資格を有しており、長年の経験と法的な専門知識を有していることなどから社外監査役として職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。
戸田 知代		――	弁護士資格を有しており、長年の経験と法的な専門知識を有していることなどから社外監査役として職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社及び当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、ストック・オプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

当社及び当社グループの取締役、監査役に対し、当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、ストック・オプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

第20期(2018年1月1日から2018年12月31日まで)における当社の取締役に対する報酬等の総額は以下のとおりであります。

取締役(社外取締役を除く。) 5名 44,488千円
社外取締役 1名 2,400千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、平成12年11月28日 第2期定時株主総会決議 年額 200,000千円

監査役の報酬限度額は、平成12年11月28日 第2期定時株主総会決議 年額 50,000千円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

1. 社外取締役への情報伝達の頻度やその仕組みに関しては、管理部を所管部門として、定時及び臨時の取締役会の開催日時及び議案について事前に連絡を行っています。社外取締役よりの指示につきましては、連絡系統を整備し、グループ横断的経営参加を可能としています。
2. 社外監査役への情報伝達は、業務運営の状況、重要事項の報告等、緊密に連絡を行うことにより、監査役の円滑な監査業務遂行サポートをしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 当社グループ各社は取締役会を毎月の定時取締役会の開催に加え、経営判断にかかわる重要事項が発生した場合には、臨時取締役会を開催しております。また、業務執行においては、経営会議、各部門毎の会議を毎週1回開催し、業務執行の進捗状況の検証、今後の経営活動の確認等を実施しております。
2. 当社は会社法上の監査役会制度を採用しており、構成については常勤監査役1名、非常勤監査役2名となっております。非常勤監査役2名は社外監査役であることに加え、常勤監査役は取締役会のほか経営会議に出席するなど、客観的な立場での監査機能と、取締役会の業務執行について、厳正な監視を行っております。
3. 第20期(2018年1月1日から2018年12月31日まで)における当社の会計監査業務を執行する公認会計士
監査法人やまぶき 公認会計士 茂木亮一氏 江口二郎氏

監査業務に係る補助者の構成は下記のとおりであります。
公認会計士6名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役(1名)や社外監査役(3名)の選任により、意思決定における客観性を高めるとともに経営者に対する監督機能の強化を図っているほか、内部監査、会計監査においても、監査役、内部統制部門、会計監査人が相互に連携し、監査を行っております。これらのことから、取締役の業務執行に対する監督・監視機能というガバナンス体制が有効に機能しているため、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	適時開示は勿論、企業業績や当社グループにおける情報等の配信、PR情報の開示等について積極的に取り組んでおります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	情報開示体制につきましては、上場企業として経営の最重要項目の一つと考え、管理体制とは別に経営企画室にIR広報担当者を配置し、企業開示に対応すべき社内体制の強化を図っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場等を念頭に置き、「コンプライアンス及びリスク管理規程」に、当該事項について規定しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、グループ全体の適正な財務報告書を確保するため「金融商品取引法」及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準（平成19年2月15日 金融庁企業活動審議会）」の趣旨に基づき、財務報告に係る内部統制に関する基本方針を、平成21年4月に制定しております。

この基本方針において、

- ・適正な財務報告を実現するために構築すべき内部統制の方針、原則、範囲及び水準
- ・内部統制の構築に必要な手順及び日程
- ・内部統制の構築に係る手順に関与する人員及びその編成並びに事前の教育、教訓の方法等を定めております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために以下のような取組をおこなっており、今後もこれに係る体制の整備を図っていくものといたします。

- ・当社の取締役は、高い倫理観をもち、法令及び定款その他社内規程の順守はもとより、経営の健全性と透明性を高めるための体制の構築について率先して行動をおこない、当社及び当社グループの構成員に向けて適切な指揮・指導をおこなう。
- ・当社の取締役による構成される取締役会は、当社所定の「取締役会規則」にもとづき、法令及び定款にもとづいた適正な運営をおこなう。

2. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために以下のような取組みをおこなっており、今後ともこれにかかる体制の整備を図っていくものといたします。

- ・当社は、独立した内部監査として社長直轄の内部監査人を設置し、内部監査人は当社の内部監査システムにおいて、コンプライアンス及び内部統制の観点から、モニタリング、指導、助言をおこなう重要な機能を担う。内部監査人は、当社所定の「内部監査規程」に基づき、年度スケジュールに従って子会社を含めた各部署の内部監査を実施し、法令及び定款その他社内規程等の順守についての指導を継続的におこない、コンプライアンス及び内部統制が組織として機能していることの検証を実践する。
- ・コンプライアンス及び内部統制に係る業務指針となる社内規程については、関係法令の改正などにあわせ随時加筆修正をおこなう。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る重要文書等の情報の取扱いは、取締役1名を担当責任者とし、「文書管理規程」「内部情報管理規程」等の社内規程に従い、適切に保存及び管理をおこなうものとしたします。また、当該業務を、内部管理部門による内部監査の対象とし、業務の適正性確保のための継続的なモニタリングをおこなうものとしたします。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業活動に伴う様々なリスクへの対応について、以下のような取組みをおこなっており、今後ともこれにかかる体制の整備を図っていくものとしたします。

- ・社内規程等において、取締役及び使用人が適正なリスク管理の考え方に基づく行動をとるよう定め、この順守状況を内部監査人が監視、監督する体制を構築する。
- ・重要なリスク情報は、月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会に報告される。また、取締役ほか幹部社員で構成される幹部会においても、リスク情報について情報交換及び議論をおこなうことによりリスク管理体制の強化を図る。
- ・会社法務等実績ある法律事務所と顧問契約を結び、随時法律問題全般にわたりアドバイスを適時受けられる体制を設ける。

5. 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

当社グループは、重要な経営課題にあたって、取締役会における協議に先立ち、幹部社員で構成される幹部会などを通じて活発に意見交換を行うなど、現場の業務執行について経営陣が迅速に情報共有、意思決定をおこなうことができる体制の整備を図っていくものとしたします。

6. 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、現在、監査役の職務を補助する使用人を置いておりませんが、今後以下の方針により、当該使用人の設置を検討いたします。

- ・監査役が監査業務を遂行するにあたって、その職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、当社、その妥当性を考慮したうえで、これを置くことを認める。
- ・上記の場合に、監査役が指定する補助すべき期間中、指名された使用人への指揮権ほか、当該使用人の処遇、待遇等にかかる権限を監査役会に委譲するものとし、当該使用人は取締役の指揮命令を受けない。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社は、監査役機能の重要性を強く認識しており、当社の業務執行について厳正な監査を実施すべく、以下の取組みを通じて、社内の重要事項についての報告を受けるべき体制の整備を図っていくものといたします。

- ・監査役は、全ての取締役会及び重要な会議に随時出席し、また必要に応じて各取締役とのヒアリングを実施することにより、取締役会及び各取締役の職務執行について随時報告及び情報提供を受ける。
- ・監査役は、会計監査人と、毎年の監査スケジュールに合わせて定期的に意見交換をおこなうなど、重要な会計方針、会計基準及びその変更など、会計上の重要な課題について随時報告及び情報提供を受ける。
- ・監査役は、内部統制部門と、内部統制システムに係る活動状況について、適宜意見交換、情報共有をおこない連携を図る。
- ・監査役のうち1名は常勤とし、日常の業務運営の中で、適宜使用人から重要事項の報告を受け付ける。
- ・上記のほか、取締役及び使用人は、各監査役の要請に応じて、経営上の課題、重大なリスク、子会社に関する重大な事項、重要な会議議事録その他の業務文書等について随時報告及び情報提供をおこなうものとする。

8. その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

当社は、監査役との対応について、管理部を所管部門とし、業務運営の状況、重要事項の報告等、緊密に連絡をおこなうことにより、監査役の円滑な監査業務遂行をサポートするものとしたします。また、当社は、今後とも監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するため、取締役と監査役とが適宜意見交換をおこなうなどして、必要な環境の整備を図っていくものとしたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力および団体に対しては、その関与を許さず、不当な要求に屈することのないよう、毅然とした態度で臨みます。

2. 整備状況

当社グループは、上記基本的な考え方並びに具体的な対応方法等を、グループ各社の各種社内会議及び社内研修の場において、当社グループ役職者全員に周知徹底するとともに、平素から本社管理部を主管部門として弁護士や警察等の外部専門機関とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する体制を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 会社情報の適時開示に関する当社の方針

当社は、株主、投資家の皆様に対して、適時、適正であり透明性、公平性を基本とした情報開示を行うことを、適時開示に係る基本方針としております。

開示判断基準といたしましては、金融商品取引法の諸法令や株式会社東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」に則って行うほか、投資家判断に影響を与えると判断した場合には、積極的に情報開示をするように努めております。

2. 適時開示に係る責任者及び担当部署

当社における会社情報の適時開示は、IR担当者の作成のもと、情報管理責任者および管理本部と連携を図り、開示業務にあたっております。また、決算(四半期を含む。)に関する情報につきましては、管理本部との連携をとり、内容、時間、ともに適切な開示に努めております。なお、開示情報に対する社内管理は、内部情報管理規程に従って厳重な管理をしております。

3. 会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

1) 決定事実、発生事実

重要な決定事実、発生事実に関しましては、株式会社東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」に従い、IR担当者及び情報取扱責任者を中心に所管部署及び管理本部の間で、開示の必要性と内容について検討し、開示が必要な場合には、決議機関である取締役会に付議しております。

毎週開催の各部門会議、毎月1回開催の定例取締役会及び必要に応じて行われる臨時取締役会に付議された内容を、充分審議したうえで決定し、遅滞なくIR担当者が、T Dnetによる開示、プレスリリース、ホームページへの掲載による開示を行っております。

子会社に関しましては、毎週行われる営業会議、経営会議の開催に加え、経営上の重要な事項に関しては、逐次報告を受けており、決算情報、決定・発生事実などについて連絡体制を構築しております。

2) 決算情報

決算(四半期を含む。)に関する情報につきましては、管理本部が決算財務数値を作成し、監査法人による監査を受けた後、取締役会において承認し、決算情報を遅滞なく開示しております。

T Dnetによる開示、プレスリリース、ホームページへの掲載はIR担当者が担当しております。

